

別表（第2条関係）

補助事業名	大学連携新人看護職員研修支援事業		
補助事業の目的	コロナ禍の影響により、医療機関における臨地実習の中止等が生じており、新人看護職員の経験不足や不安を解消するため、基礎教育の状況を把握している大学と臨床現場の連携を支援し、新人看護職員卒後臨床研修の充実化を図る。		
補助事業の対象となる者	次の1、2のいずれにも該当する病院等の設置者等を対象とする。 1 実施主体 看護師等の人材確保の促進に関する法律第2条第2項に規定する病院等（国立高度専門医療研究センターを除く） 2 補助対象施設 新人看護職員研修ガイドライン（平成23年2月14日医政発0214第2号厚生労働省医政局看護課長通知）に沿って、新人看護職員に対する研修を実施する施設とする。		
補助事業の対象となる経費	大学と連携するために必要な経費（大学講師謝金、旅費、備品購入費等）		
補助率	1/2以内		
補助金の額	補助金の交付額は次により算出するものとする。 ただし、補助金の交付は、予算の範囲内とする。 (1) 次の表に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。 (2) (1)により選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を補助額とする（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする）。 <table border="1" data-bbox="454 1451 1198 1518"> <tr> <td>基準額</td> <td>700千円</td> </tr> </table>	基準額	700千円
基準額	700千円		
適用除外する項目	—		
その他	補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。 1 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入のあった場合には、その収入の全部、又は一部を県に納付させることがある。 2 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。		

別に定める事項

関係条項	内 容
第3条	(添付書類) 経費所要額調 (様式1-1) 対象経費の支出予定額内訳 (様式1-2) 事業計画書 (様式2) その他参考となる書類 ※ 収支予算書を省略する場合は、「補助金交付申請書 別記省略」と記載する。
	(指定期日) 別途通知する日
第7条第1項	(軽微な経費配分の変更) 補助金額に増額が生じない経費の変更とする。
	(軽微な事業内容の変更) 事業の目的、効果に影響を及ぼさない範囲の変更を行う場合
	(添付書類) 交付申請時の添付書類に準じるものとする。
	(指定期日) 別途通知する日
第9条第1項	(報告事項等) 必要あるときは別途通知する。
第11条	(添付書類) 経費所要額清算書 (様式3-1) 対象経費の支出額内訳 (様式3-2) 実績報告書 (様式4) その他参考となる書類 ※ 収支決算書を省略する場合は、「補助事業実績報告書 別記省略」と記載する。
	(指定期日) 事業完了後30日以内 (第7条の規定により事業の廃止の承認を受けたときは当該承認を受けた日から30日以内) 又は翌年度の4月10日のいずれか早い日
第19条第1項	(処分制限期間) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間 (平成20年7月11日厚生労働省告示第384号) に基づくものとする。ただし、単価30万円以上とする。